社会福祉法人玄武会役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）
第1条　この規程は、社会福祉法人玄武会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報
酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

（定義）
第2条　この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（理事会及び評議員会への出席報酬）
第3条　役員が理事会に出席したとき、及び役員、評議員が評議員会に出席したときは別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
２　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（理事及び評議員の報酬）
第4条　理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
２　理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
３　評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
４　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
５　理事の報酬総額は、年間40万円以内とする。

（監事の報酬）
第5条　監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合には、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
２　交通費の実費が、実費弁償額を超える場合には、その実費とする。
３　監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

（報酬の支払方法）
第六条　報酬の支払いは、次のとおりとする。
２　第三条及び第四条の役員等については、その都度現金にて支払うこととする。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができるものとする。
３　第五条の監事については、その都度現金にて支払うこととする。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

（出張旅費）
第七条　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合には、別表３により報酬及び旅費を支給することができる。

（適用除外）
第八条　事業の職員を兼務する役員及び評議員には、この規程は適用しない。

（理事長が出席を求めた者への報酬）
第九条　理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会等に出席したと

きは、別表４により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（公表）
第十条　本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改正）
第十一条　この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

（補則）
第十二条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則
この規程は、平成29年5月29日より施行する。
この規程は、平成30年4月1日より施行する。
この規程は、令和5年3月6日より施行する。

別表1（第三条関係）

名　称	報　酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	0円
評議員会出席報酬等	5,000円	実費相当

別表2（第四条及び第五条関係）

名　称	報　酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	0円	実費相当
理事及び評議員業務報酬等	0円	実費相当
監事監査指導報酬等	150,000円	実費相当

別表3（第七条関係）

名　称	報　酬	実費弁償費
報酬及び旅費	0円	実費相当

別表4（第九条関係）

名　称	報　酬	実費弁償費
報酬及び旅費	上限10,000円まで	実費相当

※　上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。